

# 延喜十三年内裏菊合攷

荒井洋樹

## 一、緒言

延喜十三年十月十三日、内裏において菊合が開催された(以下、当該菊合とする)。この年は、三月に亭子院歌合が催され、十月に満子四十賀屏風が製作されるなど、延喜七年以降伏流していた和歌事績が再び隆盛をみる、和歌史上、大きな意味を持つ年といえよう。しかも、三つの事績はそれぞれに主要な参加者が重なり、同様の基盤を持つものとして注意される。本稿では、当該菊合を精査することで、なぜ延喜十三年に和歌事績が興隆するのかを紐解く足がかりとしたい。

本稿は右の問題意識の下、第二節では菊合という行事について、先蹤となる寛平三年ころに開催された内裏菊合を軸に整理した。次いで当該菊合について、参加者・開催場所・和歌表現の三つの観点から分析を行う。第三節では当該菊合の参加者の性質を、第四節では菊合の開催場所である清涼殿東庭の性質を分析し、当該菊合の史的意義を検討した。第五節では当該菊合の和歌

表現を精査し、その和歌史的意義を検討した。これらの検討を通して、当該菊合の歴史的・和歌の両面の意義を明らかにする。

## 二、菊合という手法

菊合の先行例には、寛平三年ころの内裏菊合がある(以下、寛平菊合とする)<sup>①</sup>。寛平菊合は、内裏で行われた現存最古の歌合である。中村佳文は「寛平内裏菊合」を中心とする宇多朝文壇における菊花の賞美の方法が、『古今和歌集』菊の歌群に反映し撰歌の基準となっている」と指摘する。<sup>②</sup>『古今集』秋下の菊歌群全三首には、寛平菊合から四首がまともって収められ、菊花を詠む先駆的事績として認識されていたようである。菊と同様に、宇多の下で開催された歌合から『古今集』にまともって収められる題材に女郎花がある。近似した過程を辿る歌題として並行して検討すべきであるが、別稿に譲りたい。<sup>③</sup>

菊合の後続例に目を転じると、当該菊合ののち、延喜十八年に内裏で一回、村上朝の天曆七年に内裏で一回(以下、天曆菊合とす

る)と、宇多—醍醐—村上の皇統の中で受け継がれている。特に、天曆菊合は当該菊合を先蹤としており、注意される。その後、東三条院菊合<sup>(5)</sup>、上東門院菊合<sup>(6)</sup>、重盛家菊合がある。本節では菊合という形態の嚆矢であり、当該菊合と同様に内裏で開催された寛平菊合を検討し、当該菊合を論じる基盤としたい。

寛平菊合は、内裏で行われたものであるが、宇多が内裏に遷御するのは、『日本紀略』寛平三年二月十九日条に「帝從東宮遷御禁中清涼殿」とある寛平三年以降である。寛平菊合の開催場所を明記する記録は残らないが、寛平菊合では、左方は「九本は州浜をつくりてうゑたり」とあり、菊一本ごとに州浜を一つ製作しており、右方は、「菊どもおほすべき州浜を、いとおほきにつくりてひとつにうゑたれば、もていづるところせければ」と一つの州浜にすべての菊を備え付ける大規模なものを製作している。両者ともに大規模な州浜を製作しており、開催場所には空間的な余裕がなければならぬ。宇多の在所である清涼殿の前に位置し、空間的にも余裕のある清涼殿東庭で行われたと推測できる。

寛平菊合において製作された州浜は、左方は「山崎の水無瀬」や「嵯峨の大沢の池」など、歌枕を核として州浜を作り、右方は漢詩文を典拠として製作され、それぞれに特色がある。現在知られる参加者は、歌人では『古今集』秋上に、

同じ御時せられける菊合に、州浜をつくりて菊の花うゑ  
たりけるにくはへたりけるうた、吹上の浜のかたに菊う  
ゑたりけるによめる 菅原朝臣

秋風の吹きあげにたてる白菊は花かあらぬか浪のよするか

(二七二)  
仙宮に菊をわけて人のいたれるかたをよめる 素性法師

ぬれてほす山ぢの菊のつゆのまにいつかちとせを我はへにけ  
む (二七三)

菊の花のもとにて人の人まてるかたをよめる 友則

花見つつ人まつ時はしろたへの袖かとのみぞあやまたれける  
む (二七四)

大沢の池のかたに菊うゑたるをよめる

ひともと思ひし菊をおほさはの池のそこにもたれかうゑけ  
む (二七五)

とある、菅原道真・素性・紀友則の三名だけである。これに主催者である宇多と「殿上童こたてぎみ」「殿上童藤原繁時」の三人で、計六人が知られる。

道真は宇多の腹心であったが、宇多の即位前後には讃岐にあり、両者が関係を深めるのは道真が帰京した寛平二年春以降のことである。道真は寛平三年一月ころに昇殿を聴され、同年三月二十九日には藏人頭となる。宇多と道真が昵懇になるのはこのころからで、宇多の遷御時期を考え合わせると、寛平菊合を寛平三年の開催とする推測と矛盾しない。

素性も寛平御時后宮歌合に出詠するなど、宇多周辺で歌歴を積む。素性は、寛平九年の子日行幸の際に雲林院で兄弟の由性とともて宇多を迎え、昌泰元年の宮滝御幸に際してもわざわざ招聘されており、宇多とは親しかった。

友則も、当該菊合のほか、宇多が深く関与したとされる是貞親王家歌合や寛平御時后宮歌合に出詠している。宇多と友則の關係は『寛平御集』に、

まだみこにおましましけるとき、人のありて、みちにさらせたまふとて

たちよりき雲路見むひとのこのききしめでてかへらむごとにかずさす

紀友則がましける

たちよりてうちみることにめでぬればかへりかずをぞおきつめてみる

とあり、元慶八年に宇多が臣籍に下される以前、陽成朝まで遡るようである。参加歌人たちは、宇多に親近した人物で構成されているといえよう。

この折の道真歌は先述のように『古今集』に入集している。『古今集』における道真詠は、このほかに、宮滝御幸の折の、

朱雀院の奈良におはしましたりける時にたむけ山にてよみける  
菅原朝臣

このたびはぬさもとりあへずたむけ山紅葉の錦神のまにまに

素性法師

たむけにはつづりの袖もさるべきにもみちにあける神やかへさむ

だけであり、当該菊合歌群と同様に素性と並んでいる。宮滝御幸は、宇多が近臣を引き連れてその紐帯を確認するために行われた

ものであった。<sup>(9)</sup>昌泰の変後に編纂された『古今集』において、道真が宮滝御幸に供奉した歌を掲載することには、忠臣としての道真を描出しようとする意図があるろう。当該菊合も、宮滝御幸詠と同じく道真と素性詠を並べており、宇多の忠臣としての道真を描いているとみられる。『古今集』としては、寛平菊合に宮滝御幸と同様の君臣和楽の意義を見出していたことになる。また、『古今集』秋下の菊歌群は、宇多朝—あるいは宇多への意識が顕著である。先掲の四首のほかにも、

寛平御時菊の花をよませたまうける

敏行朝臣

久方の雲のうへにて見る菊はあまつほしとぞあやまたれける

(二六九)

この歌は、まだ殿上聴されざりける時にめしあげられつつかうまつれるとなむ。

仁和寺に菊の花めしける時に歌そへてたてまつれとおほせられければ、よみてたてまつりける

平定文

秋をおきて時こそ有りけれ菊の花うつろふからに色のまされば

(二七九)

がある。前者は、左注においてまだ地下であった敏行の歌がわざわざ召し上げられたという。敏行は、宇多の即位直後の仁和四年に史上初めての五位藏人に任命されており、宇多の即位後間もないころの作だろう。後者は仁和寺から菊花を召した際に添えた歌とあるが、仁和寺は宇多出家後の在所で、宇多の所望による詠進であろう。定文の叙爵は延喜六年だが、その官歴を寛平三年の内舍人からはじめており、宇多と親しかった。<sup>(10)</sup>菊歌群には、これ以

外にも宇多の関与が強いとされる是貞親王家歌合から三首、寛平御時后宮歌合から一首採歌しており、全一三首中一〇首が宇多関連の歌となる。

このように『古今集』所載歌において宇多関連の作に偏るのは、菊が和歌で詠まれるに当たって宇多が大きな役割を果たしたからである。詠歌時期が寛平菊合以前とわかる和歌は、菊花を詠む最古の和歌である『類聚国史』所引桓武天皇の延暦十六年十月十一日の作、

此頃の時雨の雨に菊の花散りぞしぬべきあたらしその香を

のほか、『類聚国史』所引大同二年の嵯峨と平城の唱和歌、業平作の『古今集』二六八番歌、先掲敏行作の『古今集』二六九番歌があるだけで、現存資料においては、寛平菊合は菊花がまどまっで詠まれる最初の事績となる。また、宇多は菊花を詠む漢詩も多く製作させている。『雑言奉和』所引寛平元年の残菊宴での小野滋陰作詩に「聖君殊愛惜」、藤原菅根作詩に「聖主降憐免犯凌」と表現されるように、宇多が菊花愛好していることは臣下の間にも共有されており、それが寛平菊合を開催する背景にあつたのである。

### 三、参加者

当該菊合の参加者の検討に移る。それは次のようにまとめられる。

主催者＝醍醐

左方＝藤原興風・藤原季繩・坂上是則

右方＝藤原兼輔・藤原伊衡・紀貫之・凡河内躬恒  
その他＝藤原定方・藤原清貫

主催者の醍醐は、当時の帝。母は藤原高藤女の胤子で、北家の基経―時平―忠平父子とは血縁関係になかった。和歌関係の事績では、『古今集』編纂の勅を下したほか、延喜五年の定国四十賀屏風、延喜十三年の満子四十賀屏風の製作を下命している。晩年には『新撰和歌』編纂の勅を下しており、父の宇多とともに和歌に熱心な帝であつた。

当日、醍醐への伝達役を務めた定方は、北家高藤男で、醍醐の生母胤子の弟に当たるが、頭角を現すのは家督を継いだ兄定国が延喜六年に薨じて以降である。延喜九年に参議に至り、当該菊合のあつた延喜十三年には、六人を超えて中納言に昇つた。また、当該菊合の翌日に行われた満子四十賀においては、当該菊合と同様、賀宴を差配しており、醍醐主催の二つの行事において特別な位置にあつた。

参加する歌人は左方三名、右方四名で併せて七名である。

興風は、京家道成男。『歌経標式』の作者浜成の曾孫に当たる。昌泰三年に相模掾となるが、『古今和歌集目録』の割注に「銅院皇后宮当年給」とあり、宇多の生母である洞院后班子との関係がうかがわれる。その後、延喜二年に治部少丞、延喜四年に上野権大掾、延喜十四年に下総権大掾を歴任したことが知られる。歌歴は、寛平三年の高子五十賀屏風への詠進が早く、その後、是貞親王家歌合、寛平御時后宮歌合、亭子院女郎花合、亭子院歌合などに詠し、宇多周辺での詠進が目立つ。

季繩は、南家千乘男。鷹狩の名手で交野の少将とも称され、宇多による昌泰元年の宮滝御幸にも供奉する。和歌事績は少ないが、『伊勢集』に、

京極院に亭子帝おはしまして花の宴せさせたまふに、ま  
れとおほせらるれば、見にまわれり。池に花散れり

年ごとに花の鏡となる水はちりかかるといふらん

(九七)

春ごとに流るる水を花と見て折られぬ浪に袖やぬるらん

(九八)

又の日

今日まではながれいでぬを水上の花は昨日やちりはてにけむ

(九九)

かへし、季繩

桜花ひとさかりなるものなればながれてみえずなるにざるべ

き (一〇〇)

とあり、宇多が京極院へ花見に訪れた翌日、伊勢と贈答をしている。九七番歌、九八番歌は『古今集』にもとられており、延喜五年以前のやりとりと思われる。また、いつ頃出仕したのかは不明だが、娘の右近が醍醐の妃の穩子の下に仕えている。

是則は、好蔭男。延喜八年正月に大和権少掾、同年八月に大和権掾となっている。特に大和権少掾に関しては、『三十六人歌仙伝』に「御書所」とあり、御書所労によるものと考えられる。その後、延喜十二年に少監物となり京官に移る。以降、中監物、少内記、大内記を経て、延長一年、従五位下加賀介に至る。歌歴は、

当該屏風のほか、寛平御時后宮歌合、大井川行幸和歌、亭子院歌合など宇多周辺での事績が多い。一方で、定国四十賀屏風にも詠進しており、醍醐周辺での事績もある。

兼輔は、北家利基男。いとこの胤子が醍醐の生母であった縁で昇進し、醍醐の即位とともに昇殿を聴される。延喜二年に叙爵、同九年に五位藏人、同十七年に藏人頭になるなど、醍醐に親近する。その後、延喜二十一年に参議至る。晴儀への詠進では、当該菊合の翌日に開催された満子四十賀屏風に一首詠進している。

伊衡は、南家敏行男。父敏行が宇多朝において藏人頭・東宮亮を務め、宇多・醍醐との関係が深い。伊衡の最初の任官である右兵衛少将は、『公卿補任』に拠れば「前坊帯刀勞」に拠るとある。「前坊」とは醍醐を指し、醍醐の即位前から関係があったことがうかがわれる。そして、延喜八年には藏人になり、翌延喜九年には昇殿を聴され、近臣として醍醐に仕えている。和歌事績は当該菊合のほか、大井川行幸和歌がはやく、歌作をはじめるのはさほど早くはないようである。また、躬恒・忠岑との問答歌は年次未詳だが、忠岑は延喜十年以前に歿していると推測されるから、当該菊合に先行するものと思われる。

貫之は、『古今集』編纂時点で御書所預で、その後は延喜六年に越前権少掾、延喜七年に内膳典膳、延喜十年に少内記、延喜十三年に大内記になっている。歌歴は、是貞親王家歌合・寛平御時后宮歌合から活動をはじめ、昌泰元年亭子院女郎歌合に出詠するなど、宇多周辺で歌歴を積む。『古今集』編纂前後から、延喜五年の定国四十賀屏風、延喜六年の内裏月次屏風、延喜十三年の

満子四十賀屏風など、醍醐周辺での歌歴も多くなる。

躬恒の本格的活動は、昌泰元年の亭子院女郎花合にはじまり、以降大井川幸和歌、亭子院歌合、京極御息所歌合など、宇多周辺を中心に活動する。しかし、官途は不遇であり、『後撰集』雑二に、

もとより友だちに侍りければ、貫之にあひかたらひて、兼輔朝臣の家に名づきをつたへさせ侍りけるに、その名づきにくはへて貫之におくりける

人につくたよりだになしおほあらしのりしたなる草の身なれば

(二一八六)

とあり、ある段階で兼輔の庇護を求めようになる。この時期について、藤岡忠美は躬恒が和泉権掾の任を終えた延喜十五年以降とする<sup>(17)</sup>。兼輔の官歴からしても妥当だろう。当該菊合への詠進は兼輔があるいは伊衡との関係によるものであろう。

このほか、十二月九日に行われた負態に、醍醐・定方のほか、藤原清貫が参加している。清貫は、南家豊成流保則男である。保則は地方官としての手腕を買われ、宇多の信任を得て昇進を重ね、参議まで昇る。清貫は父と同様、地方官から官歴をはじめ、醍醐の即位とともに六位藏人となる。延喜九年に藏人頭、延喜十年に参議に至る。醍醐の近臣として官歴を重ねている。

当該菊合の参加者は定方、兼輔、伊衡及び後日の負態に参加した清貫ら昇殿を聴された醍醐の近臣たちと、興風、季繩、是則、貫之、躬恒ら身分の低い歌人たちが構成される。前者は醍醐から直接参加を要請されたものとおぼしいが、後者は醍醐の直接の要

請によるものなのか、定方ないし兼輔の要請によるものなのかは判然としない。いずれにせよ、醍醐を中心とした文化圏に属している人々といえよう。この人員構成は寛平菊合の参加者の構成と通うものがある。

さらに、右の参加者は、翌日に行われる醍醐主催の藤原満子四十賀と主要な人物が重なる。<sup>(18)</sup>『西宮記』に拠れば、満子四十賀には、主催者の醍醐、受賀者の満子のほか、醍醐の同母弟の敦慶・敦固、満子の弟の定方、醍醐の息の克明が参加する。宴席の途中で、歌人として藤原兼茂と伊衡が召され、さらに特別に清貫を召している。また、賀宴のために製作された屏風には、兼輔・貫之・躬恒・伊勢が詠進している。当該菊合とは、醍醐の近臣たちの中では、定方・清貫・伊衡・兼輔が重なり、歌人でも貫之と躬恒が重なっている。寛平菊合が宇多に親近した人物を集めていたのと同様に、当該菊合においては醍醐に親近した人物が集められているといえよう。

#### 四、開催場所

前節で確認した人員の下、延喜十三年に醍醐の主催する菊合が行われる。菊合の次第は、『延喜御記』の逸文ともいわれる菊合の序文に、<sup>(19)</sup>

延喜十三年十月十三日辛巳、此日仰殿上侍臣、令献菊花各一本分二番相角勝劣賭。申刻各方領花参入(一番自仙華門入、二番自滝口入)。次第進花立庭中(一番種花以石洲形、二番栽火桶、各藏人所二人取立御前)。左衛門督藤原朝臣定方侍

御前伝仰勝負。物十番、一番勝二籌、即勝方庭中拝舞、選所進菊菊中各四本、裁西方小庭。

十二月九日、二番侍臣献負物（菊時負物也。此物於射庭可献而直献違失也）。入夜出侍所、左衛門督定方、権中納言清貴侍之飲酒。

とある。傍線部にあるように、一番方は南庭側の仙華門、二番方は後宮側の滝川から領花を参入させる。従って、会場は清涼殿と仁寿殿の間にある清涼殿東庭である。州浜は、それぞれを藏人二人が天皇の御前に取り立てたとあるから、かなりの大きさを持ったものであること、醍醐自身は庭中には降りず、清涼殿の東廂に座したただろことがわかる。州浜を製作することは寛平菊合を襲ったものである。寛平菊合の開催場所を清涼殿東庭とみることができれば、当該菊合はそれをも踏襲したことになる。

菊合が催行された清涼殿東庭は、古瀬奈津子により宇多朝から醍醐朝にかけての時期に変質する空間であると指摘されている。<sup>20</sup>また、滝川幸司は、「晴の場である清涼殿東に和歌が存在」することについて、和歌が持ち出されるのが「菊に付随」することと分ちがたいことを指摘している。<sup>21</sup>だが、菊合という事績も清涼殿東庭という空間の変質と不可分であり、ここでは古瀬の説を確認しつつ、菊合の意義について考えてみたい。

古瀬は朝賀と小朝拝という二つの行事に着目し、朝賀は朝堂院で行われる律令国家機構を象徴する儀式であり、小朝拝は清涼殿東庭で行われる天皇と私的関係にある政治機構を象徴する儀式であると説く。<sup>22</sup>

小朝拝が公的位置付けを与えられる契機は宇多朝にあったが、定着するには時間がかかった。『西宮記』小朝拝条に、

延喜五年正月一日、是日有定、止小朝拝。（仰曰、覽昔史書、王者無私。此事是私礼也云々。）

とあり、醍醐は小朝拝を私礼と見做し、儀礼を廃止している。しかし、同じく『西宮記』小朝拝条に「同十九年正月一日、大臣依申有小朝拝」とあり、延喜十九年に忠平の要請により小朝拝が復活している。これにつき古瀬は「天皇との私的な関係によって成立している撰閔側が小朝拝を望んでいるのは象徴的である」とす<sup>23</sup>。つまり、私的な関係となる部分においても公的な要素が浸食しているのである。醍醐朝は清涼殿東庭が、私的なものから公的なものへと変質を開始する時期であったといえよう。

延喜年間には史料数が少ない時期であるが、延喜十三年の記事を拾うと、『日本紀略』正月一日条「天皇幸大極殿受朝賀。還宮宴会」、同正月十二日条「所司依例進卯杖。依雨不御南殿。付内侍所」、同正月十六日条「御南殿。女踏歌也」、同八月九日条「出御南殿。依积奠論議也」とあり、公儀は清涼殿ではなく南殿すなわち紫宸殿で行われる。また『日本紀略』延喜十二年正月二十一日の内宴の記事では「於仁寿殿被行之」とあり、漢詩文を伴う行事も清涼殿では行われない。<sup>24</sup>延喜十三年における清涼殿東庭は、醍醐の認識によるかぎり、私的な場であった可能性が高い。

一方、清涼殿東庭の公的性質を説く滝川は、天暦年間の事例を軸に立論している。天暦菊合は当該菊合を先蹤として催行しており、比較検討する必要がある。天暦菊合について『九曆』には、

天曆七年十月二十八日、殿上侍臣左右相分、各献残菊二本（中略）午剋藏人頭有相蒙仰召遣式部卿親王・左右大臣、（式部親王・左大臣家遣所蒙、下官候東宮、藏人安親来告召由之）未剋着左近陣座。申二剋藏人右衛門尉藤原茂樹来陣頭、召上達部、（師輔）下官・大納言藤原顕忠・源高明・中納言藤原師尹・参議同師氏等起座参上（中略）A主上御座在清涼殿東孫廂南第三間（中略）又仰云、去延喜十三年侍臣猷菊、彼日只左衛門督藤原朝臣一人候。仍不相分左右。B至今日数人既候。可相分者。下官・大納言源朝臣・参議師氏朝臣三人為左方。大納言藤原朝臣・左衛門督藤原朝臣二人為右方。（以下略）<sup>(26)</sup>

とある。傍線部Aのように、天皇の座を清涼殿の東廂に設けていることから、会場が清涼殿東庭であったことがわかる。傍線部Bのように、天曆菊合では、多くの公卿が参仕しており、左右に分けるように指示している。参仕の要請のあったものまで含めれば、村上の異母兄の重明や同じく異母兄で一世源氏の高明、時平男の顕忠、忠平男で順子を母とする実頼と昭子を母とする師輔・師尹・師氏と六人の公卿を召している。この時期すでに師輔女安子腹の憲平が立太子していることを考慮すると、公卿たちを偏りなく召しているといえよう。結局、重明は遅参、実頼は不参であるが、中納言以上の公卿で参仕しなかったのは実頼のほかは北家魚名流の在衡だけで、廟堂を主導しうる公卿はほぼ顔をそろえている。公的な性質を備えているといえよう。

こうした人員構成は、天皇の近臣を集めていた当該菊合や寛平菊合とは大きく異なっている。裏返せば、寛平・延喜両度の菊合と天曆菊合では性質が異なるといえる。その要因は開催場所である清涼殿東庭という空間の変質にあるのだろう。先述のとおり醍醐は清涼殿東庭で行う小朝拜を私礼と見做しており、空間としても同様に捉えていたと思われる。当該菊合の参加者やほかの儀礼の開催状況とも矛盾はない。それに対し、天曆菊合はその参加者からみて公的性質を備えたものであったと考えられる。つまり、醍醐と村上、あるいは、醍醐朝と村上朝の間で、清涼殿東庭の性質に対する公私の認識の相違がある。それが菊合という行事そのものの性質にも差異を生み出す根底にあるのであろう。

畢竟、当該菊合は主宰者である醍醐の認識によるかぎり、私的な行事であったのである。

## 五、和歌表現

本節では、当該菊合の和歌表現について検討する。検討に当たり、先蹤となる寛平菊合の和歌表現について確認しておきたい。寛平菊合では、左右で異なる州浜を用いており、中村佳文は詠進歌の作風も左右で異なっていることを指摘している。中村によれば、左方は、

実景ではなく人工的に造形された自然を対象として（中略）  
様々な詠歌方法を見出していくことを模索していたのではなか  
いかに。

とし、州浜を基に詠進していることを指摘する。<sup>(27)</sup>右方は、  
重陽宴を中心とした（中略）漢籍故事の総体を素材として、  
それを一首一首の和歌表現に翻案することを試みた和歌群



として<sup>(28)</sup>いる。このように、寛平菊合の菊花詠は、州浜に大きく依存していることが知られる。また、寛平年間に複数回開催される残菊宴では漢詩も製作されており、その表現を撰取しているか否かも問題となる。

当該菊合の菊花詠は、右の宇多朝における事績を踏まえてどのように表現しているのだろうか。当該菊合の表現については、徳植俊之の言及があり、「移ろふ菊」という残菊の表現、「今日」や「今宵」といった現在時表現に着目する。こ<sup>(29)</sup>うした点にも留意しつつ、表現の検討をしたい。次に詠進歌を掲げる。当該菊合の歌は、番になっておらず、左右それぞれにまとめられている。左方は、

散りはてて花なきときの花なればうつろふ色のをしくもある  
かな  
(一・興風)

白雲の上にしうつる菊なればいたくをにはへ花とみるべく

秋すぎて花ざかりなる菊の花色にたぐひて秋やかへれる  
(二・季繩)

波とのみうちこそみゆれ住の江の岸に残れる白菊の花  
(三・季繩)

わぎもこがひもゆふぐれの菊なればあかずぞ花の色はみえけ  
(四・是則)

る  
(五・是則)

菊の花冬の野風に散りもせて今日までとてや霜はおくらん  
(六・是則)

かけさへや今宵はにはほふ菊の花あまてる月に香のそはるらん

である。右方は、

今日ひきて雲居にうつす菊の花あまつ星とやあすからはみん  
(七・是則)

あたらしきものにざりける神無月時雨ふりにし色にはあれど  
(八・兼輔)

も  
(九・兼輔)

ひとくさにさけばかひなし百敷にうつりてのちは色かふな君  
(一〇・伊衡)

うつろふとみゆるものから菊の花ざけりし枝ぞかはらざりけ  
(一一・貫之)

る  
(一二・躬恒)

菊の花濃きもうすきも今までに霜のおかずば色をみましや  
(一三・躬恒)

初時雨ふりぞめしより菊の花こかりし枝ぞまたそはりける  
(一四・躬恒)

もとよりの色にはあれど菊の花かたへはうつすところがらか  
(一五・躬恒)

も  
(一六・躬恒)

である。詠歌は歌人ごとに整理され、概ね歌人の身分順に配列されて  
いる。当日どの歌とどの歌が合わせられたのか、あるいはそ  
もそも番勝負であったのかも詳らかではない。

表現としては、菊花詠が漢籍を受容して成立した<sup>(30)</sup>こともあり、  
当該菊合でもそうした表現を見いだせる。兼輔の八番歌の菊花を  
星と見立てる表現は、漢籍由来の表現で、延喜七年の大井川行幸  
和歌の貫之作の序にも、「菊の花の岸にのこれを空なる星とお  
どろき」とあり、当時共有された表現であった。<sup>(31)</sup>『古今集』にも

取められる先掲の、

久方の雲のうへにて見る菊はあまつほしとぞあやまたれける

(古今集・二六九)

にもみえる。兼輔の八番歌は、「雲居」「あまつ星」と類似の表現がみられ、敏行歌を撰取しているとみてよいだろう。そのほか、漢籍関連の表現では、季繩の三番歌は、「菊の花色にたぐひて秋やかへれる」と菊花の白い色に類するものとして秋が帰ってきたのだろうかと、と陰陽五行の白秋の思想を詠む。白秋を用いる先行例には、

住の江の松を秋風吹くからに声うちそふる沖つ白浪

(古今集・賀・三六〇)

があり、住吉の松に吹く秋風とそれに対応して立つ白波を詠んでいる。しかしながら、菊と取り合わせる先行例はみえない。

是則の四番歌は、菊花を「波」と捉える。これは、寛平菊合で詠まれ、「古今集」にも入集する、道真の、

秋風の吹きあげにたてる白菊は花かあらぬか浪のよするか

(古今集・二七二)

が先蹤となる。中村は漢語「浪花」からの移入であると指摘しており、<sup>34)</sup>これも漢籍由来の表現といえる。一方、是則の四番歌の「岸に残れる白菊の花」という表現に関して、和田律子は先掲大井川行幸和歌序によるものと指摘する。<sup>35)</sup>漢籍表現の撰取と同時に、和歌の文脈の撰取も同時に行っているといえよう。

当該菊合の菊花詠は基本的に既に和歌に移入された表現の枠組みを取り入れたものが多く、季繩が白秋を用いるものの、後代に

は踏襲されなかった。一方で、『古今集』に一首、寛平菊合においても二首みえる<sup>36)</sup>菊水伝説を詠む歌は皆無である。菊水伝説は九月九日の重陽節と深く結びついており、十月の残菊を詠む当該菊合の制約によるのだろう。

では、当該菊合の表現的特性はどこにみいだせるのか。傍線を付したように「白雲の上」「雲居」「百敷」「うつすところ」など、菊合を催行している場を意識することはが用いられている。是則の六番歌は「冬の野風」を詠むが、冬の野風のために散りもしないで菊合を行う今日まではということでは霜は置くのどうか、とやはり菊合に主眼がある。州浜の世界に拘泥していた寛平菊合とは異なり、歌合を行う場に着目しているところに特徴がある。徳植の指摘する「現在時表現」も場への注目として理解できよう。ただし、こうした詠法は当該菊合によって新たに模索されたわけではない。先掲敏行歌も、「久方の雲のうへ」と殿上の場を詠み込んでいる。物合の場という観点から見ると、昌泰元年の亭子院女郎花合での作に、

あらかねの土の下にて秋へしは今日のうらてを待つ女郎花

(二)

秋ごとにはさきはくれども女郎花今日を待つとの名にこそあり  
けれ

君により野辺をはなれし女郎花おなじ心に秋をとどめよ

(二二・温子)

といった詠作がみられる。二番歌は、土の下に隠れて秋を経たのは今日のうらてのために移し植えられるのを待っていた女郎花で

あるよ、と女郎花合の場を意識している。五番歌も、秋ごとに咲くものではあるけれども女郎花は今日の女郎花合のために引かれるのを待つ名前であつたのだなあ、とこれも女郎花合の意識している。また、二番歌は温子の詠作であり、主催者であるあなたによつて野辺を離れた女郎花は野辺にあつた時と同じ心で秋を引き留めておくれ、とこれも女郎花合の場に着目している。

亭子院女郎花合は宇多を中心にその近臣たちを集めたもので、人員構成において当該菊合に通じる。関係の深いものたちを集めた行事では場の共有を通して参加者の紐帯を確認することに意義があり、そうした意識が和歌の表現にも反映しているのである。

当該菊合も醍醐と近臣たちによつて場の共有がなされている。和歌表現においてもそれを強調しているのである。

他方、残菊を詠む表現はいかがであるうか。十月開催の菊合ゆえ、菊花の色を詠み込むものが大半を占める。直接的な表現を含むものは四角で囲んだ。そのほか、二番歌も直接的な用語はないものの、白菊が白雲の上に移ることで、視覚的に見分けがつかなくなるので、もつと香りを立ててほしいとし、菊の色を利用した歌であり、出詠歌の大多数が菊花の色を題材として知っていることが知られる。変色に関する作に絞つても、一、九、一一、一二、一三、一四と六首あり、半数近くを占める。菊の変色を詠む歌で当該菊合以前の歌で確認できるものは、寛平菊合の深日の浦の州浜に付けられた、

む 今日今日と霜おきまさる冬たたば花うつろふとらみにゆか  
(七)

が早く、『古今集』秋下の菊歌群にも、

是貞親王家の歌合の歌

よみ人しらす

色かはる秋の菊をば一年にふたたびにほふ花とこそ見れ

(二七八)

仁和寺に菊の花召しける時に歌そへてたてまつれとおほ

せられければ、よみてたてまつりける 平定文

秋をおきて時こそありけれ菊の花うつろふからに色のまされ

(二七九)

ば 人の家なりける菊の花をうつしうゑたりけるをよめる

貫之

さきそめし宿しかはれば菊の花色さへにこそうつろひにけれ

(二八〇)

の三首がみえる。しかし、表現においては、四首中三首が「うつろふ」と使っており、『古今集』二七八番歌だけは「かはる」と表現するものの、表現のバリエーションは広いとはいえない。また、『古今集』においては、明確に残菊を題材とする歌はなく、十月の菊を詠む試み自体が、『古今集』的な世界からの発展と理解できる。実際の表現においても、当該菊合では、「ふりにし色」「濃きもうすきも」「こかりし枝」「もとよりの色」とさまざまに表現されている。残菊という題材は漢詩文、特に道真の詩作が際立つとされる<sup>38</sup>。しかし、『菅家文章』所載の漢詩句の表現を追ってみると、

残色菊花周

残色、菊花に周し(残菊詩・三)

残菊小籬間

残菊、小さき籬の間にあり（晚秋二十詠・残菊・一五三）

菊過重陽似失時

菊は重陽を過ぎ、時を失ひたるに似たり（路辺残菊・二七）

寒鞭打後菊叢孤

寒き鞭打ちて後、菊の叢孤たり

（惜残菊、各分一字応製・三五六）

月初破却菊纒残

月初めて破却し菊花纒に残れり（対残菊待寒月・四五）

となる。このうち、色に触れ変色を題材とするものは貞観二年の三だけで、仁和年間以降の一五三―四五一には僅かに残った菊を詠じているが、色に関する表現はみえない。残色を詠む三でも、和歌で変色をいう「うつろふ」などの表現もない。そのほか、『雑言奉和』に詩作の残る寛平元年の詩句のうち、菊の変色を詠む表現を抜くと、

白露凝赤粉 丹霜染素絲

白露赤粉に凝り 丹霜素絲を染む（小野滋陰）

可惜黄花変紫稀

惜しむべき、黄花の紫に變ずるが稀なるを（藤原滋実）

孤叢白映流光日 数片紅逢殺色霜

孤叢、白く映りて光日に流る 数片、紅に逢ひて色霜を

殺す（藤原有頼）

といった表現がある。変じる前後の色を用いて視覚的な表現となつてゐる。変色の表現としても、滋実の詩にある「変」がある

だけであり、「うつろふ」という表現自体が和歌的な表現であるといえる。

それに対し、和歌において独自という意味では、兼輔の八番歌は、初二句に「あたらしきものにざりける」と置いた上で、序詞を用いて「時雨降り」から「古りにし色」と転じる表現をしており、ことばの寄せを用いた和歌的な一首である。躬恒の二三番歌も、「初め」に「染め」を響かせることで、「こかりし枝」の縁語となしており、和歌的な表現であるといえる。全体を通して、「白菊」など菊の色が白だと表現するものはあるが、漢詩とは異なり、変じた後の色について言明するものはない。これもまた和歌表現の特徴といえよう。

菊を星と見立てる手法や「うつろふ」など既存の表現を利用したものが一方、白秋の思想を用いたり、「ふりにし色」「こかりし枝」という表現を用いるなど、新たな表現も模索している。それは十月の開催の菊合であることから、多くの残菊詠を必要としたことに端を発するものと考えられる。ここに当該菊合の和歌史的意義を見出すことができるだろう。

## 六、結語

本稿では、延喜十三年内裏菊合を取り上げ、参加者、開催場所、和歌表現、史的意義を検討した。

先蹤となる寛平菊合は、道真、素性、友則と宇多の近臣が集まつて開催された。その場では州浜も製作しており、空間的余裕のある清涼殿東庭を開催場所としていると想定した。

当該菊合は、醍醐の外戚や近臣たちを中心として清涼殿東庭で行われた。開催場所や人員構成から当該菊合は寛平菊合を仰いで企画されたものと考えられる。当該菊合の開催はあくまで私的な関係の強化であるという認識であったようである。漢詩ではなく和歌を詠んでいることや、開催場所が清涼殿東庭であることも、この想定と符合する。延喜十九年に忠平が小朝拜の再興を願っているように、清涼殿東庭に対する認識の仕方が異なる人々がいた可能性は残るけれども、醍醐側の認識としては私的な事績であつたのだろう。

和歌表現は、『古今集』など、先行作品で既に存在した表現を引き受けながらも、当該菊合が十月の開催であることから残菊だけを詠むという制約があり、それまで典拠として用いられなかつた白秋や「ふりにし色」「こかりし枝」などの新たな表現が模索されている。特に序詞や縁語など、和歌において独自の表現を試みている。また、菊の変色を詠む際にも、寛平年間の残菊宴で製作された詩句のように直接色を指すことばを用いているわけではなく、ここにも和歌表現の独自性がある。和歌史的な意義は右のように位置づけられる。

延喜十三年という年に着目すれば、当該菊合の翌日に藤原満子四十賀が行われる。満子四十賀は、当該菊合と主要な人員が重なっている。両事績は、醍醐を中心とした人々の紐帯を確認する意義があつたとみられる。

当該菊合は場を共有する事績であるが故に、単に和歌史的な意義だけではなく、その場に参会した人々の関係を深める側面も有

しており、歴史的にも意義あるものであつたと評価できるのである。

注(1) 寛平菊合の先行研究には、橋本不美男『王朝和歌史の研究』(笠間書院 昭和四二年)、中村佳文『寛平内裏菊合の方法』(国文学研究 一五八 平成二二年六月)がある。

(2) 中村佳文『古今和歌集』菊の歌群放』(平安朝文学研究 復刊八 平成二一年一月)一〇頁。

(3) 拙稿「昌泰元年亭子院女郎花合の史的背景」(『文藝と批評』二二一九 令和元年五月)。

(4) 工藤重矩『平安朝律令社会の文学』(べりかん社 平成五年)。なお、延喜二十二、三年とする説もある(萩谷朴『平安朝歌合大成』)。

(5) 東三条院菊合は、徳原茂実「東三条院法華八講菊合をめぐって」(『日本語日本文学論叢』七 平成二四年三月)が詮子追善のためであつたと説く。

(6) 上東門院菊合の先行研究に、和田律子 a 「藤原頼通の文化世界領導認識」(『藤原彰子の文化圏と文化世界』武蔵野書院 平成三〇年)、b 「藤原頼通文化世界と歌合」(『国語と国文学』九六―三 平成三二年三月)がある。

(7) 萩谷朴『平安朝歌合大成』では年次に幅を持たせているが、村瀬敏夫『古今集の基盤と周辺』(桜楓社 昭和四六年)は基経没後の寛平三年の開催とする(四三頁)。道真の官歴からみても村瀬説を支持すべきと考える。

(8) 和歌資料は特に断らない限り新編国歌大観に拠る。

(9) 川尻秋生『揺れ動く貴族社会』(小学館 平成二〇年)二八頁。

(10) 定文の父好風も、昌泰元年の亭子院女郎花合、延喜十三年亭子院歌合に参加しており、宇多と近かつた。

(11) 春上四三番歌、四四番歌。

(12) 『天和物語』八十一段。

- (13) 村瀬敏夫『平安朝歌人の研究』（新典社 平成六年）一二二頁。  
 (14) 注(4)工藤著三〇八頁。  
 (15) 迫徹朗『王朝文学の考証的研究』（風間書房 昭和四八年）。  
 (16) 先行する寛平御時后宮歌合並びに是貞親王家歌合に躬恒の詠進がないことは既に指摘されている（高野平『寛平后宮歌合に関する研究』風間書房 昭和五一年）。  
 (17) 藤岡忠美『紀貫之』（講談社学術文庫 平成一七年）二二八頁。  
 (18) 満子四十賀については、「延喜十三年藤原満子四十賀屏風放」（和歌文学会大会発表 平成三〇年一〇月七日）において口頭発表した。  
 (19) 二十卷本類聚歌合の目録に、「醍醐御時菊合（延喜十三年有御記）」とあり、和田英松編の『宸記集 上』（列聖全集編纂会 大正六年）も御記の逸文として収録している。引用は所功編『三代御記逸文集 成』に拠る。  
 (20) 古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』（吉川弘文館 平成一〇年）一九三頁。  
 (21) 滝川幸司『天皇と文壇』（和泉書院 平成一九年）四三六頁。滝川は「清涼殿東」とするが、本稿では「清涼殿東庭」と統一した。  
 (22) 注(20)古瀬著一九三頁。  
 (23) 『西宮記』は神道大系に拠る。  
 (24) 古瀬奈津子『撰閑政治』（岩波新書 平成二三年）八七頁。  
 (25) 延喜年間に範囲を抜けても同様である。注(21)滝川著内宴年表も参照。  
 (26) 『九層』は大日本古記録に拠る。  
 (27) 注(1)中村論文二七頁。  
 (28) 注(1)中村論文二二頁。

- (29) 中村佳文「宇多朝の残菊宴賦詩」（『平安朝文学研究』復刊一五 平成一九年三月）。  
 (30) 徳植俊之「菊歌放」（『和歌文学研究』六一 平成二年一〇月）二頁。  
 (31) 小島憲之「上代日本文学与中国文学 下」（瑞書房 昭和四〇年、本間洋一「菊の賦詩歌の成立」（『王朝漢文学表現論考』和泉書院 平成一四年）、北山円正「菊花の詩と和歌」（『國文學論叢』三〇 昭和六〇年三月）。  
 (32) 『古今著聞集』所引。引用は新潮日本古典集成に拠る。  
 (33) この技巧が広く知られていたことは、注(31)北山論文に指摘がある（二〇頁）。  
 (34) 注(1)中村論文一五頁。  
 (35) 注(6)和田論文a三三七頁。  
 (36) 『古今集』秋下・一七〇番歌。寛平菊合二二番歌、一五番歌。  
 (37) 注(3)拙稿八頁。  
 (38) 注(31)本間著四一頁。  
 (39) 『菅家文章』は日本古典文学大系に拠り、詩番号もこれに拠る。私に訓読した。  
 (40) 『雑言奉和』は群書類従に拠り、私に訓読した。
- 〔付記〕  
 本稿は平成三〇年度平安朝文学研究会第二回研究発表会における同題の口頭発表に基づく。  
 〔追記〕 入稿後、岸本理恵「寛平御時菊合」の和歌」（『日本文学研究ジャーナル』一二 令和元年一二月）が刊行されたが、本稿ではその成果を反映できなかった。諒とされた。